



AEO輸出者用

財務省関税局・税関

# 輸出申告に関するお知らせ

平成25年春号

## 輸出許可内容の変更手続を明確化します

### 全輸出者共通

価格未決定貨物の価格変更手続が一部省略可能となります。

- 価格未決定貨物の申告価格算出ルールが明確化されます。
- そのルールに従い申告された総価格が決済額と差を生じ、その差額が100万円未満又は少ない方の額に対して10%未満である場合は、価格変更手続を省略することができます。
- 価格変更が省略できる場合でも、従来通り価格変更手続を行うこともできます。

### AEO輸出者のみ

輸出貨物の積載船舶（航空機）の出港予定日以降の輸出許可後の内容変更手続を、承認税関AEO部門に一括提出できます。

- 変更する項目にかかわらず、変更理由の説明と状況報告をAEO担当部門に一本化できます。
- 従来通り、各通関官署に対して変更手続を行うこともできます。

特定輸出申告にあっては、輸出許可後に積載予定船舶（航空機）に変更が生じて、船名変更手続を省略することが可能となります。

- 従来通り、船名変更手続を行うこともできます。



Authorized  
Economic  
Operator  
Program

本件に係るお問い合わせは、承認税関の貴社担当者までお問い合わせ下さい。